

○潮来市行政財産使用料減免要綱

平成 21 年 6 月 30 日

告示第 104 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、潮来市行政財産使用料徴収条例（平成 20 年条例第 36 号。以下「条例」という。）第 5 条及び潮来市行政財産使用料徴収条例施行規則（平成 21 年規則第 1 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定に基づき、行政財産使用料の減免又は免除について、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免割合等)

第 2 条 条例第 5 条及び規則第 5 条の規定に基づく使用料の減免割合又は免除については、別表に定めるところによる。

(その他)

第 3 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

区分	減免割合
1 市が主催する事業に使用したとき。	全額
2 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校が使用するとき。	全額
3 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）により組織された各種福祉団体が使用するとき。	全額
4 施設管理受託者が自らの事業に使用するとき。	全額
5 市体育協会が主催又は使用するとき。	全額
6 市スポーツ少年団が使用するとき。	全額
7 市が後援、賛助する事業に使用するとき。	100 分の 50
8 他の公共団体が使用するとき。	100 分の 50

9 地区施設等を設置するとき。	100分の90
10 その他市長が必要と認める事業に使用するとき。	相当額